

各 保険医療機関・健診機関 御中

岩手県国民健康保険団体連合会

令和3年4月提出から令和4年3月提出に係る新型コロナウイルス
ワクチン接種事業の受付締切日及び振込日について(通知)

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記については、下記のとおりといたしますので対応方よろしく願いいたします。

記

1. 受付締切日及び振込日について

提出年月	①受付締切日時【必着】		②振込日
令和3年4月	12日(月)	12:00	6月28日(月)
5月	10日(月)	17:00	7月28日(水)
6月	10日(木)	17:00	8月27日(金)
7月	12日(月)	12:00	9月28日(火)
8月	10日(火)	17:00	10月28日(木)
9月	10日(金)	17:00	11月26日(金)
10月	11日(月)	12:00	12月28日(火)
11月	10日(水)	17:00	1月28日(金)
12月	10日(金)	17:00	2月28日(月)
令和4年1月	11日(火)	12:00	3月28日(月)
2月	10日(木)	17:00	4月28日(木)
3月	10日(木)	17:00	5月27日(金)

2. 受付について

- 持参または郵送のみの受付となります。また、上記①の日時必着となりますので御注意願います。
- 封筒の表面に「新型コロナウイルスワクチン接種予診票在中」と朱書きし、診療報酬請求と混同しないよう単独で送付してください。または、同封する場合であっても、診療報酬請求と区別できるよう、別に封入していただくなど御協力をお願いいたします。
- 持参いただく際は、平日の8時30分から17時までの間をお願いいたします。なお、土日祝日は閉所しておりますので御了承願います。併せて、別紙様式の「診療報酬請求書等提出書」の提出もお願いいたします。

3. 請求の際の注意事項

- 国保連への請求は、医療機関等が所在する市町村以外の市町村への請求分が該当となります。
※「別紙1 医療機関の請求方法」を御確認ください。
- 請求書等の提出につきましては別紙の編綴方法にて請求するようお願いいたします。
なお、請求総括書と市区町村別請求書様式はワクチン接種円滑化システム(V-SYS)上で発行することができます。
- 市区町村別請求書の市区町村番号6桁につきましては、クーポン券にも記載のある市区町村コードを必ず記入願います。なお、診療報酬請求時の保険者番号とは異なりますので御注意願います。
- 各提出書類の医療機関等コード欄につきましては、岩手県の県番「03」から始まる10桁を記入願います。10桁のコードを有していない接種実施医療機関等については、集合契約への参加に当たってのワクチン接種契約受付システムの利用時に付与された、10桁のコードを記載してください。

- ・国保連からの費用の支払先は、原則として診療報酬又は特定健診等の振込先、介護老人保健施設や介護医療院等においては、介護給付費等の振込先として指定している口座と同一の口座となります。

ただし、やむを得ない事情がある場合には、別口座を指定することも可能です。「新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届」に必要事項を記入のうえ、振込先口座の通帳の写しとともに、請求を行う前月末までに御提出いただくようお願いいたします。(別口座を指定する場合は、請求する際の請求総括書の施設等区分を「2.健診機関等」とするようお願いいたします。)

※ 同一口座への振込の場合は、上記の手続きは不要です。

※ 4月請求の場合に限り、別口座を指定する場合は、下記問い合わせ先まで事前に御連絡願います。

4. その他

- ・毎月23日頃、診療報酬等支払額決定通知書とは別便で次の①②を発送いたします。
 - ①請求月の翌月 一次審査で返戻となった予診票原本及び返戻通知書。
 - ②請求月の翌々月 支払額通知書等(決定内訳書・内訳明細・過誤結果通知書・過誤返戻予診票)
- ・振込先口座の変更が生じた際は、速やかに「新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届」を記入のうえ、御提出いただくようお願いいたします。
- ・本通知につきましては、現時点で開設している県下保険医療機関(医科)に送付していることを予め御了承願います。

御不明な点は、以下の各担当へお問い合わせください。

● 令和3年3月～4月2日(金)⇒審査管理課 管理係 【019-623-0951】

● 令和3年4月5日(月)以降 ⇒請求・支払等に関すること 新型コロナウイルスワクチン予防接種等担当 【019-903-8036】
⇒振込口座に関すること 審査管理課 管理係 【019-623-0951】